

## 長崎県渇水対策本部の解散について

昨年秋以降の少雨傾向により、佐世保市・大村市・平戸市に渇水対策本部が設置され、減圧給水制限等が実施されたことに伴い、本県では、12月3日に渇水対策本部を設置しました。

佐世保市・平戸市における減圧給水制限の影響は、最大時に、約26万人の県民の皆様に対して、約100日間から160日間に及びました。

この間、県においては河川からの緊急的な取水を承認し、また渇水が深刻になったときの備えとして、関係市町に協力をいただきながら、広域的な支援水の確保計画を定めてきました。

県民の皆様には、水の出が悪くなるなど日常生活にご不便をおかけし、心配いたしておりました。

幸い、本年3月中旬より平年並みの降水量があり、県民の皆様の節水へのご協力、さらには減圧給水制限の措置もあり水道用ダムの貯水率が上昇しています。

このため、減圧給水制限の地域が順次解除され、本日、4月30日に佐世保市においては、佐世保市小佐々地域の解除作業が完了し、佐世保市水道局渇水対策本部が解散されることとなりました。

これにより、県下全域において給水制限が解除され、各市に設置された渇水対策本部もすべて解散されることとなります。

危機的な状況は避けられたと判断し、本日をもって長崎県渇水対策本部を解散いたします。

この間の県民の皆様の節水に対するご理解とご協力に、あらためて感謝の意を表します。

今後とも、このような渇水等の状況に対しましては、関係市町と連携を密にして、迅速な対応を図ってまいりますので、普段からの節水に心がけていただくよう、さらにご協力をお願いいたします。

平成20年4月30日

長崎県渇水対策本部長  
長崎県知事

金子原二郎